

事務連絡  
令和3年5月26日

各都道府県バス協会  
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る5月21日に開催された第66回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言の区域変更（沖縄県の追加）等が決定されたこと等を受け、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より国土交通省自動車局を通じ、別添1～5のとおり、緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等の周知徹底について依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和3年5月24日付け）
- ・（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡（R3.5.21）  
「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」
  - （別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部長（R3.5.21）  
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」
  - （別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部長（R3.5.21）  
「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を改正する公示」
  - （別添1別紙3）新型コロナウイルス感染症対策本部決定  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（R3.5.21 変更）
  - （別添1別紙4）基本的対処方針変更（R3.5.21 変更）新旧対照表

- ・（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（R3. 5. 21）  
「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」
- ・（別添３）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（R3. 5. 21）  
「沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- ・（別添４）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（R3. 5. 14）  
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- ・（別添５）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡（R3. 5. 14）  
「令和３年５月１４日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について」